



新型コロナウイルス感染症における 入院給付金等のお支払いに関する見直しについて

1. 改定内容

「みなし入院」による入院給付金のお支払い対象者を「重傷化リスクの高い方（※）」とします。

（※）以下の方をいいます。

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方、または重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ・ 妊婦

2. 適用時期と適用範囲

2022年9月26日(月)以降に新型コロナウイルス感染症と診断、または陽性判明された方。

【みなし入院の適用範囲】

治療・療養の場所		臨時の施設 (ホテルや自宅など) 〈特別措置〉		(参考) 医療機関・診療所 への入院
対象者		重症化リスク の高い方	左記以外の方	すべての方
新型コロナウイルス感染症 と診断された日、 または陽性判明日	2022年 9月25日 以前	○	○	○ 約款上の保障範囲のため、変更は ございません。
	2022年 9月26日 以降	○	×	



● 詳しくは……

(株)第一経営 / 望月・松永まで **054-246-4401**

